

津市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利及び利益を守り、並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失等の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (7) 関係機関等 国、三重県その他の地方公共団体、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものをいう。
- (8) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、被害からの回復を最優先とし、犯罪被害者等の立場に立ち、その思いを理解し、犯罪被害者等の主体性を尊重しながら、犯罪被害者等に真に寄り添う気持ちを持って、適切に推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害、二次被害及び再被害の

状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況に応じて、日常生活を取り戻すために必要な支援が適切に途切れることなく推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が日常生活を取り戻した後においても、二次被害及び再被害の発生を防止し、安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援を適切かつ継続的に推進しなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、本市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、協力して推進されなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び犯罪被害者等を地域社会で支え合うことの重要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、本市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び犯罪被害者等を地域社会で支え合うことの重要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、本市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 本市は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報を提供し、及び助言するとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとする。

2 本市は、前項の規定による相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 本市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的な負担の軽減を図り、犯罪被害者等の日常生活の回復に資するため、必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 本市は、犯罪被害者等が早期に日常生活を円滑に営むことができるようにするため、家事等の援助を行う者の派遣、育児等に要する費用の補助その他の日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 本市は、犯罪等の被害により、以前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、転居に要する費用及び家賃の補助その他の居住の安定を図るために必要な支援を行うものとする。

(精神的被害からの回復)

第11条 本市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的被害から早期に回復することができるようにするため、関係機関等と連携し、必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第12条 本市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第13条 本市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況についての事業者の理解を深めるとともに、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(学校における教育の促進)

第14条 本市は、本市の区域内に所在する小学校、中学校及び義務教育学校と連携し、児童及び生徒に対して生命及び犯罪被害者等の人権を尊重するための教育活動を実施するものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第15条 本市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他必要な支援を実施するものとする。

(広報及び啓発)

第16条 本市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及

び生活の平穩への配慮の重要性並びに二次被害の発生の防止について、市民及び事業者の理解を深めるための広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第17条 本市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援のための研修を実施するとともに、犯罪被害者等支援を担う人材の資質向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第18条 本市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等の個人情報を適切に管理するものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第19条 本市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認した場合又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合その他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。